



島根県報

令和4年10月28日（金）

第 358 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 (農林水産総務課) 4

特別保護地区の指定 (") 4

特定猟具使用禁止区域の指定 (") 4

鳥獣保護区の指定の一部改正（4件） (") 6

土地改良区の定款変更の認可 (農 村 整 備 課) 10

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 10

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中 小 企 業 課) 11

公有水面埋立免許の出願 (河 川 課) 12

廃川敷地等の発生 (") 14

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 15

島根県水防情報システム（第四期）開発及び運用保守業務の調達に係る提案競技の実施 (河 川 課) 15

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 20

【特定調達公告】

空港用スノーパ除雪車の調達に係る一般競争入札の実施 (港 湾 空 港 課) 21

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 23

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第74号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
G P C装置	1時間につき	1,160円
陽解法解析ソフトウェア	1時間につき	1,140円
プラズマクリーナー	1時間につき	120円
I C P発光分光分析装置	1時間につき	1,470円
共焦点顕微鏡	1時間につき	1,020円

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
水分活性測定装置（露点式）	1時間につき	80円

(2) 分析等に係る手数料の新設（別表第2関係）

ア 定性分析

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額	
蛍光エックス線（エネルギー分散型）による定性分析		1試料につき	1,830円

イ 機械器具等試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額	
機械器具等精密測定	共焦点顕微鏡による測定	1件1時間までごとに	3,710円

2 施行期日

令和4年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第74号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

「別表第1の1の表中

実体顕微鏡	1時間につき	140円
-------	--------	------

 を

「

実体顕微鏡	1時間につき	140円
G P C装置	1時間につき	1,160円

 に、

複数現象連成解析システム	1時間につき	690円
--------------	--------	------

を

「

複数現象連成解析システム	1時間につき	690円
陽解法解析ソフトウェア	1時間につき	1,140円

に、

「

小型電解研磨機	1時間につき	90円
---------	--------	-----

を

「

小型電解研磨機	1時間につき	90円
プラズマクリーナー	1時間につき	120円
ICP発光分光分析装置	1時間につき	1,470円
共焦点顕微鏡	1時間につき	1,020円

に改め、同表の2の表中

「

水分活性測定装置	1時間につき	50円
----------	--------	-----

を

「

水分活性測定装置	1時間につき	50円
水分活性測定装置（露点式）	1時間につき	80円

に改める。

別表第2の1の項中第15号を第16号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 蛍光エックス線（エネルギー分散型）による定性分析	1試料につき	1,830円
------------------------------	--------	--------

別表第2の7の項第1号中

「

	5 表面形状測定機による測定	1件1時間までごとに 3,680円
--	----------------	-------------------

を

「

	5 表面形状測定機による測定	1件1時間までごとに 3,680円
	6 共焦点顕微鏡による測定	1件1時間までごとに 3,710円

に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

告

示

島根県告示第688号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸山達也

ニホンジカ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 出雲市の一部 2 面積 6,980ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和6年10月31日まで
島の星ヤマドリ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 江津市の一部 2 面積 3,083ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和7年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第689号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸山達也

焼火山鳥獣保護区特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 隠岐郡西ノ島町の一部 2 面積 4.0ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
----------------	---

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第690号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸山達也

上ノ台特定猟具使用禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 238.0ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
木次特定猟具使用禁止区域	1 区域 雲南市の一部 2 面積 406.0ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
飯田特定猟具使用禁止区域	1 区域 雲南市の一部 2 面積 38.0ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
差海川特定猟具使用禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 12.1ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
川本特定猟具使用禁止区域	1 区域 邑智郡川本町の一部 2 面積 278.0ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

みやび湖特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 浜田市及び益田市の各一部 2 面積 134.0ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
大野原特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 鹿足郡吉賀町の一部 2 面積 58.0ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第691号

鳥獣保護区の指定（昭和57年島根県告示第1119号）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表を次のように改める。

一の谷鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 出雲市の一部 2 面積 230ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
来待鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部 2 面積 275ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

	<p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
焼火山鳥獣保護区	<p>1 区域 隠岐郡西ノ島町の一部</p> <p>2 面積 389ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
斐伊川鳥獣保護区	<p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 579ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
宍道湖鳥獣保護区	<p>1 区域 松江市及び出雲市の各一部</p> <p>2 面積 939ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
楽山鳥獣保護区	<p>1 区域 松江市の一部</p> <p>2 面積 40ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
愛宕山鳥獣保護区	<p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積</p>

	211ヘクタール
3	存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
4	鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第692号

鳥獣保護区の指定（昭和62年島根県告示第1039号）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸山達也

表久野鳥獣保護区の項中「平成39年10月31日」を「令和9年10月31日」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表瑞穂青少年旅行村鳥獣保護区の項を次のように改める。

瑞穂青少年旅行村鳥獣保護区	1 区域 邑智郡邑南町の一部
	2 面積 202ヘクタール
	3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
	4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

表大麻山鳥獣保護区の項及び高城山鳥獣保護区の項中「平成39年10月31日」を「令和9年10月31日」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第693号

鳥獣保護区の指定（平成4年島根県告示第931号）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸山達也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。表を次のように改める。

かんべの里鳥獣保護区	1 区域 松江市の一部
	2 面積 39ヘクタール
	3 存続期間

	<p>令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
観音滝鳥獣保護区	<p>1 区域 江津市及び邑智郡邑南町の各一部</p> <p>2 面積 114ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
コウヤマキ自生林鳥獣保護区	<p>1 区域 鹿足郡吉賀町の一部</p> <p>2 面積 48ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
高島鳥獣保護区	<p>1 区域 益田市の一部</p> <p>2 面積 30ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第694号

鳥獣保護区の指定（平成14年島根県告示第902号）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸山達也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表を次のように改める。

亀の原池鳥獣保護区	1 区域
-----------	------

	隠岐郡隠岐の島町の一部 2 面積 6.2ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
健康の森鳥獣保護区	1 区域 雲南市の一部 2 面積 34ヘクタール 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宍道湖西岸土地改良区の定款変更を令和4年10月19日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第696号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町瀧谷287、295-1、295-2、296、297-1から297-3まで、298から304まで、301-1、303-1、304-1、305-1、305-2、306、307-続1、307-1から307-3まで、308から317まで、323から331まで、325-1、333、335-1から335-5まで、336から338まで、340から347まで、346-1、355-1、356、898、899、900-甲、901-1、902、902-1、903、1022、1022-1、1022-2、1023、1024・1025（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1024-1から1024-3まで、1025-1、1026から1029まで、1026-1、1026-2、1028-1、1029-1、1029-2、1029-4

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第697号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス大社店 島根県出雲市大社町北荒木字中分608番5外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年6月19日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,417平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

52台（建物東側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

10台（建物東側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

50平方メートル（建物東側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

12.04立方メートル（建物内東側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所（建物敷地東側及び南側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和4年10月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課（島根県出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第698号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があつたので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 出願人

松江市末次町86番地

松江市長 上定昭仁

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県松江市東出雲町揖屋字宮川尻3512番3から同町揖屋字宮ノ前2509番184を経て同町揖屋字種前2510番63に至る土地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と36の地点とを結ぶ1級河川斐伊川高水位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県松江市東出雲町上意東小倉三等三角点（北緯35度24分41.5462秒、東経133度10分14.8555秒）

- 1の地点 基準点から325度32分35秒、2,897.14メートルの地点
- 2の地点 1の地点から83度22分32秒、1.87メートルの地点
- 3の地点 2の地点から83度22分32秒、5.57メートルの地点
- 4の地点 3の地点から81度56分14秒、13.99メートルの地点
- 5の地点 4の地点から81度08分24秒、2.55メートルの地点
- 6の地点 5の地点から80度10分02秒、17.10メートルの地点
- 7の地点 6の地点から77度13分20秒、10.82メートルの地点
- 8の地点 7の地点から73度40分49秒、5.58メートルの地点
- 9の地点 8の地点から73度38分17秒、3.25メートルの地点
- 10の地点 9の地点から72度16分56秒、18.84メートルの地点
- 11の地点 10の地点から71度19分14秒、1.00メートルの地点
- 12の地点 11の地点から71度15分53秒、39.99メートルの地点
- 13の地点 12の地点から71度14分54秒、2.13メートルの地点
- 14の地点 13の地点から161度12分26秒、0.18メートルの地点
- 15の地点 14の地点から71度12分27秒、2.25メートルの地点
- 16の地点 15の地点から341度11分51秒、0.18メートルの地点
- 17の地点 16の地点から71度13分53秒、100.58メートルの地点
- 18の地点 17の地点から71度31分00秒、15.26メートルの地点
- 19の地点 18の地点から73度00分12秒、4.44メートルの地点
- 20の地点 19の地点から76度12分10秒、11.28メートルの地点
- 21の地点 20の地点から78度54分50秒、5.24メートルの地点
- 22の地点 21の地点から81度17分00秒、1.02メートルの地点
- 23の地点 22の地点から81度31分14秒、3.39メートルの地点
- 24の地点 23の地点から85度09分53秒、6.79メートルの地点
- 25の地点 24の地点から88度48分27秒、6.77メートルの地点
- 26の地点 25の地点から92度25分56秒、3.41メートルの地点
- 27の地点 26の地点から183度34分43秒、0.51メートルの地点
- 28の地点 27の地点から91度14分39秒、0.31メートルの地点
- 29の地点 28の地点から93度35分13秒、1.63メートルの地点
- 30の地点 29の地点から93度34分12秒、1.63メートルの地点
- 31の地点 30の地点から3度34分43秒、0.31メートルの地点
- 32の地点 31の地点から93度34分43秒、2.11メートルの地点
- 33の地点 32の地点から97度37分18秒、6.71メートルの地点
- 34の地点 33の地点から100度46分24秒、5.88メートルの地点
- 35の地点 34の地点から103度55分31秒、2.94メートルの地点
- 36の地点 35の地点から105度10分16秒、4.63メートルの地点

ウ 面積

4834.87平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県松江市東出雲町揖屋字宮川尻2222番4から同町揖屋字宮ノ前2509番184を経て同町揖屋字種前2510番16に

至る土地の地内及び同地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び a の地点と p の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県松江市東出雲町上意東小倉三等三角点（北緯35度24分41.5462秒、東経133度10分14.8555秒）

a の地点 基準点から325度13分28秒、2,874.09メートルの地点

b の地点 a の地点から270度00分00秒、4.00メートルの地点

c の地点 b の地点から359度20分58秒、4.65メートルの地点

d の地点 c の地点から269度20分58秒、15.07メートルの地点

e の地点 d の地点から341度13分48秒、57.84メートルの地点

f の地点 e の地点から71度13分48秒、298.90メートルの地点

g の地点 f の地点から93度34分43秒、58.21メートルの地点

h の地点 g の地点から115度23分57秒、32.38メートルの地点

i の地点 h の地点から205度46分57秒、90.36メートルの地点

j の地点 i の地点から311度06分35秒、24.97メートルの地点

k の地点 j の地点から131度06分35秒、6.34メートルの地点

l の地点 k の地点から232度54分09秒、4.04メートルの地点

m の地点 l の地点から307度06分12秒、16.27メートルの地点

n の地点 m の地点から251度08分30秒、154.82メートルの地点

o の地点 n の地点から157度34分04秒、3.38メートルの地点

p の地点 o の地点から251度32分07秒、48.71メートルの地点

q の地点 p の地点から349度47分26秒、4.14メートルの地点

ウ 面積

25,741.31平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地、護岸用地

4 出願年月日

令和4年7月29日

5 縦覧場所

島根県土木部河川課及び松江市都市整備部道路課

島根県告示第699号

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県雲南県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸山達也

1 河川の名称

一級河川斐伊川水系下横田川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和4年10月28日

3 廃川敷地等の位置

仁多郡奥出雲町下横田1093番6の一部

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 49.25平方メートル

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年10月24日から令和5年3月20日まで

3 作業地域

出雲市佐田町地内

島根県水防情報システム（第四期）開発及び運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県水防情報システム（第四期）開発及び運用保守業務

(2) 仕様

島根県水防情報システム（第四期）開発及び運用保守業務に係る提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 提案価格の上限額

合計：478,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ア 開発業務の上限額：330,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

各年度における上限額は次のとおりとする。

令和5年度：55,000,000円

令和6年度：55,000,000円

令和7年度：55,000,000円

令和8年度：55,000,000円

令和9年度：55,000,000円

令和10年度：55,000,000円

イ 運用保守業務の上限額：148,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

各年度における上限額は次のとおりとする。

令和6年度：29,700,000円

令和7年度：29,700,000円

令和8年度：29,700,000円

令和9年度：29,700,000円

令和10年度：29,700,000円

2 開発期間及び運用期間

(1) 開発期間

契約の日の翌日から令和6年3月31日まで

(2) 運用保守期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ 共同企業体の構成員としてこの提案競技に参加していないこと。

ク 国際標準化機構が定めた規格 I S O9001の認証取得者であること。

ケ 国又は都道府県における水防情報システムの開発業務（更新業務も可とする。）を平成24年4月1日以降受注した実績（平成24年4月1日以前に受注し、平成24年4月1日以降に完了した実績を含む。）を有する者であること（共同企業体構成員としての実績も可とする。）。
なお、水防情報システムとは、水防法に基づく水防情報（洪水予報、水防警報等）の提供のため、各所に配置した観測局から観測データを収集し、一元的に管理するシステムをいう。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (カ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の契約不適合責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大であり、(1)のクに該当すること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 共同企業体の構成員のいずれかが(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

4 提案競技配布資料に関する事項

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎3階） 島根県土木部河川課防災グループ
電話（直通） 0852-22-5529
FAX 0852-22-5681
電子メール suibou-honbu@pref.shimane.lg.jp

(2) 配布する資料

- ア 提案競技仕様書
- イ 委託契約書(案)
- ウ 提案競技実施要領
- エ 評価基準

(3) 閲覧できる資料

- ア 島根県情報通信システム開発プロセス管理標準
- イ 島根県情報通信システム運用管理標準
- ウ 島根県情報通信システム技術標準
- エ 島根県セキュリティポリシー
- オ 現行システム完成図書
- カ 現行システムネットワーク図

(4) (2)及び(3)の配布及び閲覧期間等

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

ア 配布及び閲覧期間

令和4年10月28日（金）から同年11月28日（月）まで

閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布及び閲覧場所

上記(1)に同じ。

(5) 提案競技説明会

実施しない。

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、共同企業体の場合は、イからカまでの書類について全構成員のものを提出すること。

また、エからカの証明書については申請時前3か月以内に発行されたものを提出すること。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書

ウ 財務諸表（決算報告書）

エ 法人の登記事項証明書又は身分証明書

オ 島根県税の未納の徴収金がないこと又は納税義務がないことの証明書

カ 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

キ 国際標準化機構が定めた規格 I S O 9001 の認証取得登録証の写し

ク 水防情報システムの開発業務の受注実績表

ケ 担当者届

コ 3の(2)のアに関する協定書の写し（共同企業体の場合のみ）

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部提出すること。

ウ 提出期限

令和4年11月28日（月）午後5時までに提出すること（郵送の場合は、書留により必着のこと。）。

エ 提出先

4の(1)に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和4年12月5日（月）付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、提案競技実施要領による様式にて提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、必ず到着確認の電話をすること。）。

(2) 提出期限は、令和4年11月9日（水）午後5時までとする。

(3) 提出先は、4の(1)に同じとする。

(4) 質問に対する回答は、令和4年11月18日（金）までに、提案競技配布資料受領者全員に対し、ファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県水防情報システム（第四期）開発及び運用保守業務について提案すること。ただし、提案競技実施要領の提案書記載内容確認表における必須項目及び機能必須項目確認表に対応する記載を必ず行うこと。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 提出書類の形式

ア 提案書の形式は、任意とする。ただし、用紙は全てA4版とし、ページ番号を付するものとする。

(全体構成や全体概要等を説明する資料についてはA3版でも可とする。)

イ 見積書の様式は、提案競技実施要領による。

(3) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

(ア) 提案書 10部

(イ) 見積書 1部

ウ 提出期限

令和4年12月13日(火)午後5時までに提出すること(郵送の場合は、書留により必着のこと。)

エ 提出先

4の(1)に同じ。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案を代理したとき。

(6) 島根県が実施する入札について公告日から審査委員会の審査までの間に指名停止の措置を受けたとき(共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。)

(7) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 選定方法

(1) 別に設置する島根県水防情報システム(第四期)開発及び運用保守業務の調達に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、選定を行うものとする。

(2) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(3) 提案内容について提案者によるプレゼンテーション又はヒアリングを行う。

(4) プレゼンテーション又はヒアリングの日程等については、提案競技参加者へ別途通知する。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立ては、受け付けない。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が特定した者(以下「契約予定者」という。)と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について審査委員会の審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと(共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。)

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

1の(3)に示す令和5年度の予算額の範囲内で、前金払の請求があった場合において発注者がその必要があると認めた場合に前金払を行うことができる。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加又は修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション又はヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

13 提案競技に関する問合せ先

4の(1)に同じ。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services to be provided : Development and operation maintenance (4th term) for the Shimane Prefectural Government flood prevention and information system : 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents : December 13 2022 by 5 : 00 p.m.

(3) For further details, please contact : Shimane Prefectural River Division 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

TEL 0852-22-5529

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸山達也

1 開発区域

安来市月坂町字乗越道添328番1

面積 188.84平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市月坂町366

石橋 淳

松江市竹矢町822-2 グレイスコート201

石橋 大珠

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

空港用スノーパ除雪車の調達 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和6年3月31日（日）

(4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-11 出雲空港管理事務所

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備室

電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年11月14日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和4年11月14日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(i) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和4年11月14日（月）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年11月24日（木）午前9時から同月25日（金）午後4時まで（同月24日午後5時から同月25日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和4年11月25日（金）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年11月25日（金）午前11時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月28日（月）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札執行の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 X Sweeper Snow Plow for Airport use
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. November 24, 2022 to 4 : 00 p.m. November 25, 2022
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. November 25, 2022
(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on November 25, 2022)
- (4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5934

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第5号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

沈降B型肝炎ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

中和抗体薬（チキサゲビマブ及びシルガビマブ）接種料 1回につき 3,100円